

## 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書

### 第 1 作業部会報告書（自然科学的根拠）

#### 政策決定者向け要約（SPM）の概要（ヘッドライン・ステートメント）

- 本資料では、ヘッドライン・ステートメントのほか、SPM の図の一部の暫定訳を示す。
- 本資料は、IPCC 第 54 回総会において承認されたドラフトに基づく暫定訳であり、今後、IPCC より公表される確定版報告書に基づき修正する可能性がある。
- この和訳において、SPM 中の図表及び報告書本体等への参照は省略している。

#### A. 気候の現状

**A.1** 人間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大气、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。

**A.2** 気候システム全般にわたる最近の変化の規模と、気候システムの側面の現在の状態は、何世紀も何千年もの間、前例のなかったものである。

**A.3** 人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。熱波、大雨、干ばつ、熱帯低気圧のような極端現象について観測された変化に関する証拠、及び、特にそれら変化を人間の影響による原因特定に関する証拠は、AR5 以降、強化されている。

**A.4** 気候プロセス、古気候的証拠及び放射強制力の増加に対する気候システムの応答に関する知識の向上により、AR5 よりも狭い範囲で、3°C という平衡気候感度の最良推定値が導き出された。

#### B. 将来ありうる気候

**B.1** 世界平均気温は、本報告書で考慮した全ての排出シナリオにおいて、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続ける。向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21 世紀中に、地球温暖化は 1.5°C 及び 2°C を超える。

**B.2** 気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大する。この気候システムの変化には、極端な高温、海洋熱波、大雨、いくつかの地域における農業及び生態学的干ばつの頻度と強度、強い熱帯低気圧の割合、並びに北極域の海氷、積雪及び永久凍土の縮小を含む。

**B.3** 継続する地球温暖化は、世界全体の水循環を、その変動性、世界的なモンスーンに伴う降水量、降水及び乾燥現象の厳しさを含め、更に強めると予測される。

**B.4** 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出が増加するシナリオにおいては、海洋と陸域の炭素吸収源が大気中の CO<sub>2</sub> 蓄積を減速させる効果は小さくなると予測される。

**B.5** 過去及び将来の温室効果ガスの排出に起因する多くの変化、特に海洋、氷床及び世界海面水位における変化は、百年から千年の時間スケールで不可逆的である。

## C. リスク評価と地域適応のための気候情報

**C.1** 自然起源の駆動要因と内部変動は、特に地域規模で短期的には人為的な変化を変調するが、百年単位の地球温暖化にはほとんど影響しない。起こりうる変化全てに対して計画を立てる際には、これらの変調も考慮することが重要である。

**C.2** より一層の地球温暖化に伴い、全ての地域において、気候的な影響駆動要因（CIDs）の同時多発的な変化が益々経験されるようになると予測される。1.5°Cの地球温暖化と比べて2°Cの場合には、いくつかの CIDs の変化が更に広範囲に及ぶが、この変化は、温暖化の程度が大きくなると益々広範囲に及び、かつ/又は顕著になるだろう。

**C.3** 氷床の崩壊、急激な海洋循環の変化、いくつかの複合的な極端現象、将来の温暖化として可能性が非常に高いと評価された範囲を大幅に超えるような温暖化など、「可能性の低い結果」も、排除することはできず、リスク評価の一部である。

## D. 将来の気候変動の抑制

**D.1** 自然科学的見地から、人為的な地球温暖化を特定のレベルに制限するには、CO<sub>2</sub> の累積排出量を制限し、少なくとも CO<sub>2</sub> 正味ゼロ排出を達成し、他の温室効果ガスも大幅に削減する必要がある。メタン排出の大幅な、迅速かつ持続的な削減は、エアロゾルによる汚染の減少に伴う温暖化効果を抑制し、大気質も改善するだろう。

**D.2** 温室効果ガス排出量が少ない又は非常に少ないシナリオ（SSP1-1.9 及び SSP1-2.6）は、温室効果ガス排出量が多い又は非常に多いシナリオ（SSP3-7.0 又は SSP5-8.5）と比べて、温室効果ガスとエアロゾルの濃度及び大気質に、数年以内に識別可能な効果をもたらす。これらの対照的なシナリオ間の識別可能な差異は、世界平均気温の変化傾向については約 20 年以内に、その他の多くの CIDs については、より長い期間の後に、自然変動の幅を超え始めるだろう（確信度が高い）。

### 1850～1900年に対する世界平均気温の変化

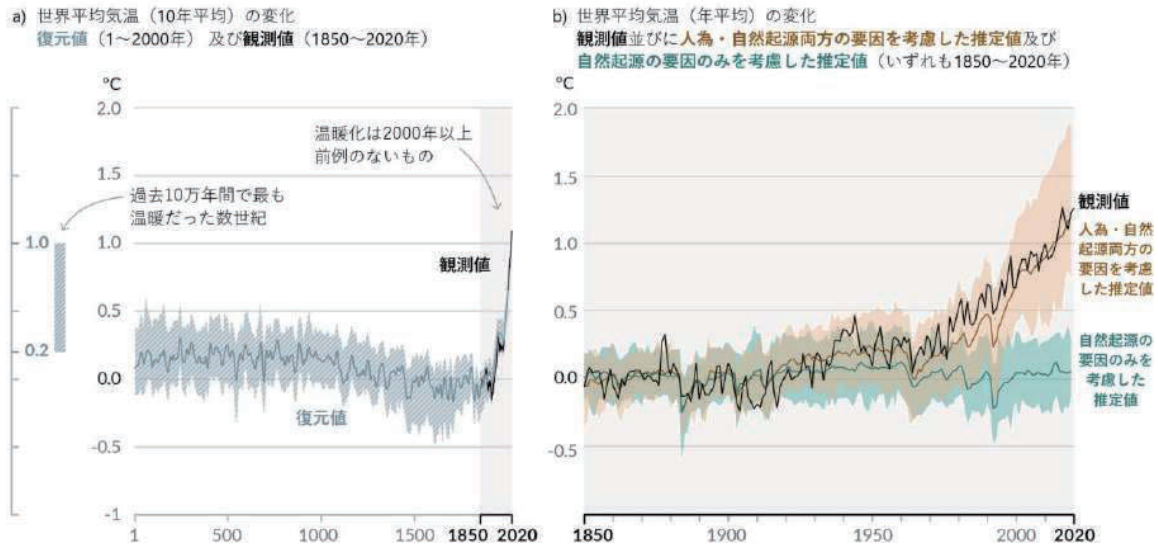
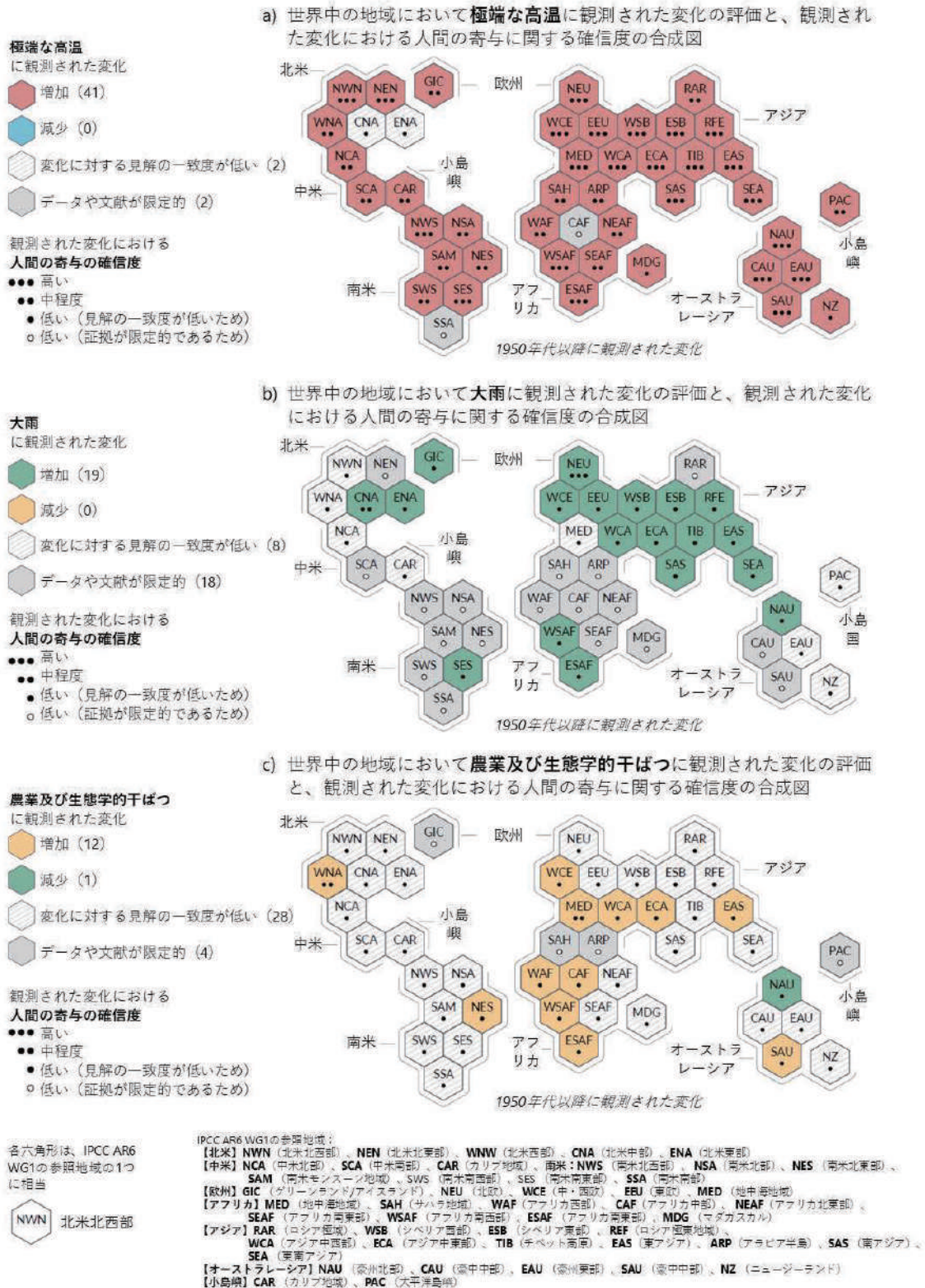


図 SPM.1：世界の気温変化の歴史と近年の昇温の原因

パネル a) 古気候記録から復元した世界平均気温の変化（灰色の実線、西暦 1～2000 年）及び最近の観測による世界平均気温の変化（黒色の実線、1850～2020 年）。いずれも 1850～1900 年の値を基準とし、10 年で平滑化。左側の縦棒は、現間氷期（完新世）中の約 6500 年前に起きた、少なくとも過去 10 万年間で最も温暖だった数世紀の期間の推定気温（可能性が非常に高い範囲）を示す。約 12 万 5 千年前の最終間氷期は、次に最も近い、気温が高かった期間の候補である。これらの過去の温暖な期間は、緩やかな（数千年にわたる）軌道要素の変動によって引き起こされた。白い斜線の入った灰色の領域は、復元された気温の、可能性が非常に高い範囲を示す。

パネル b) 過去 170 年間に観測された世界平均気温の変化（黒線）。1850～1900 年の値を基準として、CMIP6 気候モデルによるシミュレーションで推定した人為起源と自然起源の両方の駆動要因を考慮した気温（茶色）及び自然起源の駆動要因（太陽活動及び火山活動）のみを考慮した気温（緑色）と比較した年平均値。各色の実線は複数モデルの平均値、着色域は個々のシミュレーション結果に基づく可能性が非常に高い範囲を示す。

### 気候変動は既に、人間が居住する世界中の全ての地域において影響を及ぼしており、人間の影響は、気象や極端気候に観測された多くの変化に寄与



### 図 SPM.3：観測及びアトリビューション研究によって評価された地域的な変化の合成図

IPCC AR6 WG1 で用いられる各居住地域が、おおよその地理的な位置に応じて同じサイズの六角形で表示されている（地域の略称については凡例を参照）。全ての評価は、各地域全体に対して、1950年代から現在までを対象に実施されている。異なる時間スケールやより局所的な空間スケールを対象に評価した場合、もしかするとこの図に示された結果とは異なるかもしれない。各パネル内の色は、観測された変化に対する4段階の評価結果を表す。白と薄灰色の縞模様で示される六角形は、地域全体の変化に対する見解の一致度が低い場合に用いられる。灰色の六角形は、データや文献の不足により地域全体の評価ができない場合に用いられる。その他の色は、観測された変化の確信度が中程度以上であることを示す。これらの観測された変化に対する人間活動の寄与については、トレンドの検出と原因特定（ディテクション・アトリビューション）及びイベント・アトリビューションに関する文献に基づいており、点の数で確信度を次のとおり表す。点が3つ：確信度が高い、点が2つ：確信度が中程度、点が1つ：確信度が低い（黒塗りの場合は見解の一致度が低いためであること、白塗りの場合は証拠が限定的であるためであることを示す）。

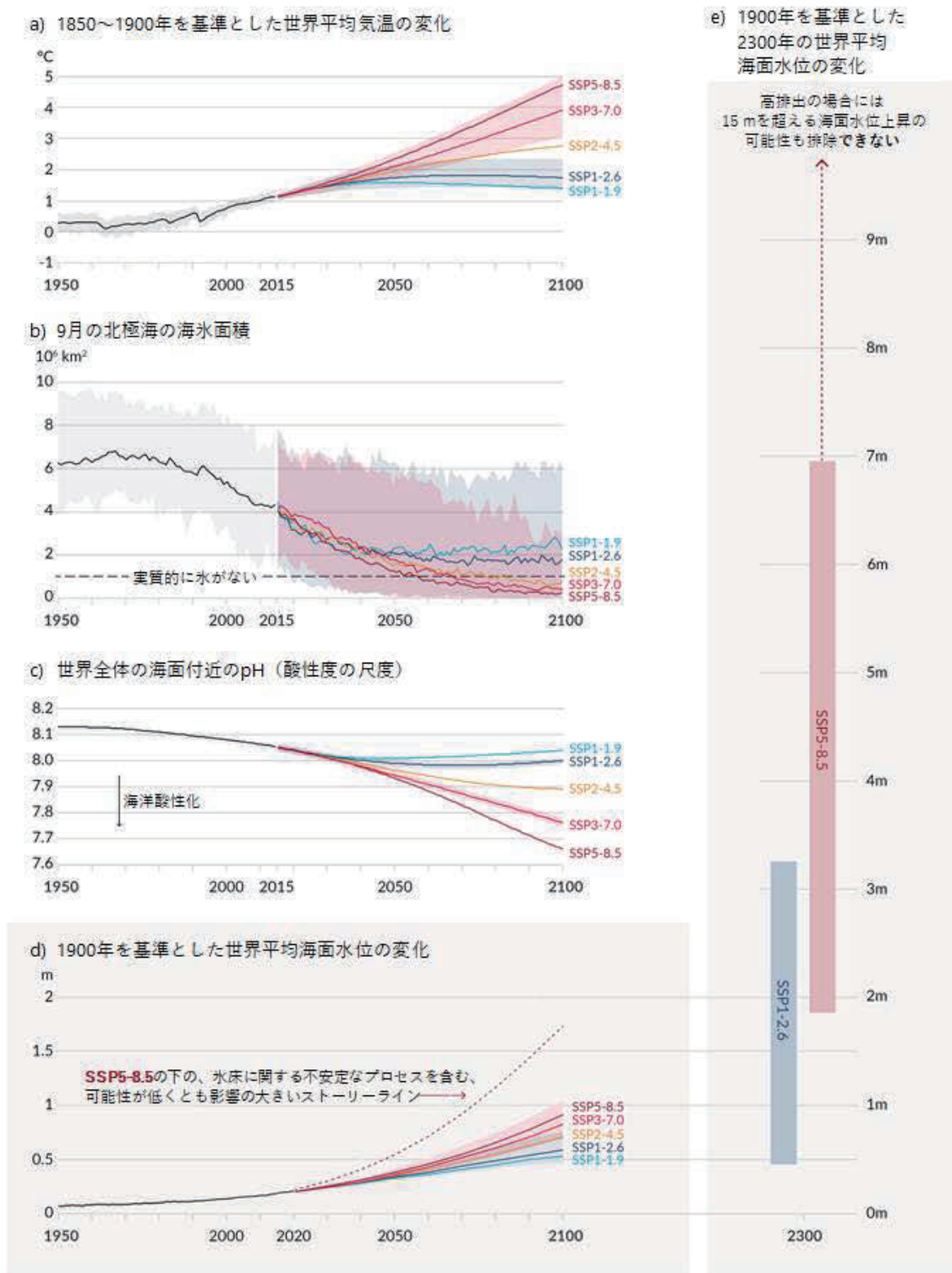
**パネル a) 極端な高温については**、日最高気温に基づく指標の変化を主な証拠としており、加えて、他の指標（熱波の継続時間、頻度及び強度）を用いた地域的な研究も用いられている。赤色の六角形は、その地域において観測された極端な高温の増加の確信度が中程度以上であることを示している。

**パネル b) 大雨については**、世界全体及び地域を対象とした研究から得られた日降水量又は5日間積算降水量に基づく指標の変化を主な証拠としている。緑色の六角形は、その地域において観測された大雨の増加の確信度が中程度以上であることを示している。

**パネル c) 農業及び生態学的干ばつについては**、観測及びモデル計算による鉛直積算土壌水分量の変化に基づいて評価した上で、表層土壌水分、水収支（降水量から蒸発散量を差し引いたもの）、及び降水量と大気蒸発需要から計算される指標の変化を基に、評価結果を補完している。黄色の六角形は、その地域において観測された農業及び生態学的干ばつの増加の確信度が中程度以上であることを示し、緑色の六角形は、その地域において観測されたこのタイプの干ばつの減少の確信度が中程度以上であることを示す。

全ての地域について、表 TS.5 は、この図に示されているもの以外も含め観測された変化を、より幅広く示している。SSA は、この図で取り上げる指標について観測された変化が示されない唯一の地域となっているが、観測された平均気温の上昇、霜の減少及び海洋熱波の増加の影響を受けている。

### 人間活動は気候システムの主要な構成要素全てに影響し、 うちいくつかの応答は、数十年から数百年も継続



## 図 SPM.8：本報告書で使用した5つの例示的なシナリオの下での地球規模の気候変動に関する主な指標

5つのシナリオそれぞれの予測を色で示す。陰影は不確実性の範囲を示し、各パネルの詳細は下記に記載する。黒い曲線は、過去のシミュレーション（パネルa、b、c）又は観測値（パネルd）を示す。予測される将来の変化の文脈を示すため、全てのグラフに過去の値を含める。

**パネルa）** 1850～1900年を基準とした**世界平均気温の変化**（°C）。これらの変化は、CMIP6モデルによるシミュレーションに、再現された過去の昇温を基に観測上の制約、及び平衡気候感度の最新の評価を組み合わせることにより得られた。20年平均に基づく1850～1900年を基準とする変化は、1995～2014年を基準とするシミュレーションによる偏差に、0.85°C（1850～1900年から1995～2014年の間に観測された世界平均気温の上昇量）を加えることにより算出される。SSP1-2.6及びSSP3-7.0については、*可能性が非常に高い*範囲を示す。

**パネルb）** CMIP6モデルによるシミュレーションに基づく**9月の北極海の水氷面積**（10<sup>6</sup> km<sup>2</sup>）。SSP1-2.6及びSSP3-7.0については、*可能性が非常に高い*範囲を示す。温室効果ガス排出が中程度及び多いシナリオの下では、[9月の]北極海は、今世紀半ば頃には実質的に氷のない状態になると予測される。

**パネルc）** CMIP6モデルによるシミュレーションに基づく**世界全体の海面付近のpH**（酸性度の尺度）。SSP1-2.6及びSSP3-7.0については、*可能性が非常に高い*範囲を示す。

**パネルd）** 1900年を基準とした**世界平均海面水位の変化**（m）。過去の変化は観測値（1992年以前は潮位計、その後は衛星海面高度計による）、将来の変化は、CMIP、氷床及び氷河のモデルのエミュレーションに基づき、観測上の制約と統合的に評価されたもの。SSP1-2.6及びSSP3-7.0については、*可能性が非常に高い*範囲を示す。海面水位変化については、不確実性の高いプロセスの分布を推定することが難しいため、*可能性が高い*範囲のみを評価している。破線の曲線は、これらの不確実性の高いプロセスの潜在的な影響を示す。これは、可能性が低くとも影響の大きいため排除しきれない氷床のプロセスを含むSSP5-8.5の予測の83パーセンタイルを示すが、これらのプロセスに関する予測の*確信度が低い*ため、この曲線は*可能性が高い*範囲の一部を構成しない。1900年を基準とした変化は、1995～2014年を基準としたシミュレーション及び観測に基づく変化に0.158 m（1900年から1995～2014年の間に観測された世界平均海面水位の上昇量）を加えることにより算出される。

**パネルe）** 1900年を基準とした**2300年の世界平均海面水位の変化**（m）。他のシナリオでは2100年以降のシミュレーション数が少なすぎてロバストな（妥当性のある）結果が得られないため、2300年時点の予測はSSP1-2.6とSSP5-8.5のみ。陰影は17～83パーセンタイルの範囲を示す。破線の矢印は、可能性が低くとも影響の大きいため排除しきれない氷床のプロセスを含むSSP5-8.5の予測の83パーセンタイルを示す。

パネルb）及びc）は、各モデルによる単独のシミュレーションに基づいているため、内部変動の要素を含む。パネルa）、d）及びe）は、長期的な平均値に基づいているため、内部変動の寄与は小さい。



*Recognizing* that, in order to ensure that the global community meets the Paris Agreement goal of keeping warming well below 2 degrees C, while pursuing efforts to limit warming to 1.5 degrees C, significant methane emission reductions must be achieved globally by 2030;

*Recognizing* that the short atmospheric lifetime of methane means that taking action now can rapidly reduce the rate of global warming and that readily available cost-effective methane emission measures have the potential to avoid over 0.2 degrees C of warming by 2050 while yielding important co-benefits, including improving public health and agricultural productivity;

*Recognizing* that methane accounts for 17 percent of global greenhouse gas emissions from human activities, principally from the energy, agriculture, and waste sectors, and that the energy sector has the greatest potential for targeted mitigation by 2030;

*Recognizing* that the mitigation potential in different sectors varies between countries and regions, and that a majority of available targeted measures have low or negative cost;

*Recognizing* that, to keep 1.5 degrees C within reach, methane emission reductions must complement and supplement, not replace global action to reduce carbon dioxide emissions, including from the combustion of fossil fuels (coal, oil and natural gas), industrial processes, and the lands sector;

*Recognizing* that improvements to the transparency, accuracy, completeness, comparability, and consistency of methane emissions data assessed and validated in accordance with United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) and Paris Agreement standards and Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) good practice can promote more ambitious and credible action;

*Recognizing* that, while there are multiple useful international initiatives that address methane, there is a need for high-level political engagement in order to catalyze global methane action.



## The Participants in the Global Methane Pledge:

*Commit* to work together in order to collectively reduce global anthropogenic methane emissions across all sectors by at least 30 percent below 2020 levels by 2030.

*Commit* to take comprehensive domestic actions to achieve that target, focusing on standards to achieve all feasible reductions in the energy and waste sectors and seeking abatement of agricultural emissions through technology innovation as well as incentives and partnerships with farmers.

*Commit* to moving towards using the highest tier IPCC good practice inventory methodologies, consistent with IPCC guidance, with particular focus on high emission sources, in order to quantify methane emissions; as well as working individually and cooperatively to continuously improve the accuracy, transparency, consistency, comparability, and completeness of national greenhouse gas inventory reporting under the UNFCCC and Paris Agreement, and to provide greater transparency in key sectors.

*Commit* to maintaining up-to-date, transparent, and publicly available information on our policies and commitments.

*Commit* to support existing international methane emission reduction initiatives, such as those of the Climate and Clean Air Coalition, the Global Methane Initiative, and the relevant work of the United Nations Environment Programme, including the International Methane Emissions Observatory, to advance technical and policy work that will serve to underpin Participants' domestic actions.

*Welcome and encourage* announcements of further parallel specific domestic actions by Participants and commitments taken by the private sector, development banks, financial institutions and philanthropy to support global methane abatement.

*Resolve* to review progress towards the target of the Global Methane Pledge on an annual basis until 2030 by means of a dedicated ministerial meeting.

*Call on* other states to join the Global Methane Pledge.

# 森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言の概要

## 1. 概要

令和3年10月31日から11月13日まで英国グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）において、英国ボリス・ジョンソン首相が主催する「世界リーダーズ・サミット」が開催され、その一環として、11月2日に森林減少を終わらせ森林を回復させることに対する機運を高めるため、「森林・土地利用イベント」が開催された。

同イベントにおいて、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるため、森林保全とその回復促進などの取組を強化する「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表された。

本宣言は、我が国をはじめ、英国、米国、EU、インドネシア、ブラジルなど140以上の国・地域が参加している。

## 2. 宣言の主要な内容

温室効果ガス排出と吸収源のバランス等のために、森林、生物多様性、持続可能な土地利用が果たす重要かつ相互に依存した役割を強調。

持続可能な生産・消費、貿易及び金融・投資という相互に関連した分野で変革をもたらす更なる行動等が必要と認識。

持続可能な開発の実現等を行いつつ、2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるために、共同で取り組むことにコミット。

以下の共通の努力を強化する。

- (1) 森林及びその他の陸域生態系の保全とその回復を加速。
- (2) 持続可能な開発や持続可能な生産・消費を促進し、森林減少や土地劣化を引き起こさない貿易や開発政策を促進。
- (3) 収益性の高い持続可能な農業開発や森林の多面的価値の認識などを通じ、脆弱性の軽減、農村の強靱化や生活向上の実現。
- (4) 持続可能な農業にインセンティブを与え、食料保障を促進し、環境に役立つ農業政策・プログラムを実施し、必要に応じて再設計。
- (5) 持続可能な農業、持続可能な森林経営、森林の保全と回復を可能にするための官民の多様な資金源からの資金・投資を大幅に増加。
- (6) 森林の損失・劣化を好転させるための国際的な目標と、その実現に必要な資金の整合を促進。

## 日本のNDC(国が決定する貢献)

国連に提出する日本のNDC(国が決定する貢献)は、別紙とする。

令和3年10月 22 日  
地球温暖化対策推進本決定

出典：日本政府「日本のNDC(国が決定する貢献)」

## 日本のNDC(国が決定する貢献)

### 我が国の温室効果ガス削減目標

2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。

さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

表 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安\*

(単位:百万t-CO<sub>2</sub>)

	2030年度の目標・目安*1	2013年度
温室効果ガス排出量・吸収量	760	1,408
エネルギー起源二酸化炭素	677	1,235
産業部門	289	463
業務その他部門	116	238
家庭部門	70	208
運輸部門	146	224
エネルギー転換部門*2	56	106
非エネルギー起源二酸化炭素	70.0	82.3
メタン	26.7	30.0
一酸化二窒素	17.8	21.4
代替フロン等4ガス*3	21.8	39.1
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	14.5	32.1
パーフルオロカーボン(PFCs)	4.2	3.3
六ふっ化硫黄(SF6)	2.7	2.1
三ふっ化窒素(NF3)	0.5	1.6
温室効果ガス吸収源	▲47.7	—
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	

※1 目標(エネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安)の値。

※2 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。

※3 HFCs、PFCs、SF6、NF3の4種類の温室効果ガスについては暦年値。

出典：日本政府「日本のNDC(国が決定する貢献)」

決定 1/CP.21パラグラフ 28で言及される、国が決定する貢献の明確性、 透明性及び理解のための情報(決定 4/CMA1及び付属文書1)		
1. 参照点(必要に応じて基準年を含む)に関する定量化可能な情報		
(a)	参照年、基準年、参照期間又はその他の開始点	2013年度
(b)	参照指標並びに参照年、基準年、参照期間 又はその他の開始点及び該当する場合は 目標年における参照指標の該当数値に関 する定量化可能な情報	基準年2013年度の総排出量は14億800万 t-CO <sub>2</sub> (2021年4月に気候変動に関する国際連合枠組条約(以下 「国連気候変動枠組条約」という。)事務局に提出した温室効 果ガス排出・吸収目録(インベントリ)(2019年度確報値)に 基づく)。 2030年度において、2013年度比 46%減の7億 6,000万 t-CO <sub>2</sub> を目指す。さらに、2013年度比 50%減の高みに向 け、挑戦を続けていく。
(c)	パリ協定第4条6に規定される戦略、計画及 び行動、又は、上記 1bの規定が適用されな い場合の国が決定する貢献の構成要素とし ての政策及び措置については、締約国は、 他の関連する情報を提供するものとする。	該当なし
(d)	参照指標に関する目標で、例えば、削減割 合や削減量のような、数量化されたもの	2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標とし て、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを 2013年 度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向 け、挑戦を続けていく。
(e)	参照点の定量化に用いられたデータの出典 の情報	記載の基準年(2013年度)の総排出量は、2021年4月に国 連気候変動枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・ 吸収目録(インベントリ)に基づく。
(f)	締約国が参照指標の値を更新する可能性が ある状況に関する情報	算定方法及び基準年の排出量は、今後の算定ルールに関す る国際交渉や、各種統計データの年報値の修正、算定方法 の見直し等により更新の可能性がある。

出典：日本政府「日本の NDC (国が決定する貢献)」

2. 実施のタイムフレーム及び／又は期間		
(a)	パリ協定締約国会合(CMA)によって採択された更なる関連する決定に従った、実施のタイムフレーム及び／又は期間(開始日及び終了日を含む。)	2021年4月1日～2031年3月
(b)	該当する場合、単年目標か、複数年目標か。	単年度目標(2030年度)

3. スコープ及び対象範囲		
(a)	目標の概要	2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
(b)	該当する場合、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のガイドラインに整合するものを含む、国が決定する貢献によりカバーされるセクター、ガス、カテゴリー、プールなど	<p>〈対象範囲〉 全ての分野(エネルギー(燃料の燃焼(エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他)、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留)、工業プロセス及び製品の利用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)並びに廃棄物)</p> <p>〈対象ガス〉 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)及び三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)</p> <p>〈カバー率〉 100%</p>
(c)	締約国が決定 1/CP.21の paragraph 31 (c)及び(d)の規定をどのように考慮しているか。	人為的な排出及び吸収の全ての分野を含んでいる。また、前回のNDCに含まれていた排出源、吸収源及び活動は除外されていない。
(d)	締約国の適応行動及び／又は経済多角化計画の特定のプロジェクト、措置及びイニシアティブの記述を含む、締約国の適応行動及び／又は経済多角化計画から生ずる緩和コベネフィット	該当なし

4. 計画プロセス		
(a)	締約国が国が決定する貢献を作成するために行った計画プロセスに関する情報、及び、利用可能な場合には締約国の実施計画に関する情報。	我が国の 2030年目標に向けた総合的な実施計画である地球温暖化対策計画について、中央環境審議会地球環境部会中期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合において、将来世代や関係省庁からのヒアリングも行いながら、国民に公開する形で検討を行った。エネルギー政策やエネルギーミックスについては、総合資源エネルギー調査会において、国民に公開する形で検討を行った。上記を経て、政府の原案をとりまとめ、地球温暖化対策推進本部で決定した。
(a) (i)	ジェンダーに配慮した形での、国内の組織的アレンジメント、市民参加、地域社会及び先住民民族の関与	我が国は、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動問題等の環境問題への対応において、国際的な潮流を踏まえ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、具体的な取組に男女共同参画を含むジェンダーの視点が反映されるよう積極的に取り組んでいる。
(a) (ii)	背景的な事項、特に、該当する場合、以下を含む。	
(a) (ii) a	地理、気候、経済、持続可能な開発、貧困撲滅といった国家の状況	地理、気候及び経済を含む我が国の事情については、第7回国別報告書(2017年)を参照されたい。 我が国は、国際連合の持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取組を実施している。我が国の SDGs に対する取組の更なる情報については、自発的国家レビューを参照されたい。

出典：日本政府「日本の NDC（国が決定する貢献）」

<p>(a) (ii) b</p>	<p>国が決定する貢献の作成に関するベストプラクティス及び経験</p>	<p>我が国は、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。</p> <p>第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化した。これにより、中期目標の達成にとどまらず、脱炭素社会の実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させる。さらに、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。</p> <p>経済と環境の好循環を生み出し、2030年度の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得限りの取組を進める。</p> <p>食料・農林水産業においては、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日農林水産省決定）に基づき、イノベーションにより生産力向上と持続性の両立の実現を目指す。また、「国土交通グリーンチャレンジ」（令和3年7月6日国土交通省決定）に基づき、国土・都市・地域空間における分野横断的な脱炭素化等の取組を着実に実行する。さらに、脱炭素に必要な循環経済（サーキュラーエコノミー）への戦略的な移行や自然を活用した解決策（NbS）の取組を進め、新産業や雇用を創出する。</p> <p>我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を、絶え間なく続けていく。2050年カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は、決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置づけ、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠である。目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していく。</p> <p>具体的な検討は、a (i) に記載のとおり、中央環境審議会地球環境部会中長期の気候変動対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会地球温暖化対策検討ワーキンググループ合同会合や総合資源エネルギー調査会において国民に公開する形で行われた。</p> <p>我が国は2015年7月17日に約束草案を国連気候変動枠組条約事務局に提出後、2016年5月13日に地球温暖化対策計画を閣議決定し、当該計画策定後、内閣総理大臣が本部長を務め、全ての国務大臣から構成する地球温</p>
---------------------------	-------------------------------------	---

出典：日本政府「日本のNDC（国が決定する貢献）」



		<p>暖化対策推進本部において、毎年、温室効果ガス別その他の区分ごとの排出削減量、対策評価指標、関連指標等を用いつつ、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等を、厳格に点検を行ってきた。</p> <p>具体的には、個々の対策・施策項目について評価を行い、進捗が遅れている項目を確認し、それらの項目について充実強化等の検討を行った。その際には、既に地球温暖化対策計画に位置付けられている対策・施策の強化に留まらず、新規の対策・施策を含めて検討を行った。</p> <p>新たな 2030年度目標に対しても、同様の進捗管理を行っていく。</p>
(a) (ii) c	パリ協定に参加する際に認められたその他の背景的な願望および優先事項	該当なし
(b)	パリ協定第4条16から18までに従って共同して行動すること及び合意の条件について合意した締約国を含む、パリ協定第4条2の下で共同して行動することについて合意した地域的な経済統合組織及びその加盟国に適用される具体的な情報	該当なし
(c)	パリ協定第4条9項の規定に従い、国が決定する貢献についての締約国の準備が、世界全体の実施状況の検討の結果によりどのように情報提供されたか。	世界全体の実施状況の検討が行われていないため、該当なし。
(d)	パリ協定第4条7項に整合する緩和コベネフィットをもたらす適応行動及び/又は経済多様化計画から成る、パリ協定第4条に基づく国が決定する貢献を持つ各締約国は、下記の情報を提出する	該当なし
(d) (i)	対応措置の社会経済的影響が、国が決定する貢献の策定においてどのように考慮されたか。	該当なし
(d) (ii)	エネルギー、資源、水資源、沿岸資源、人的居住地及び都市計画、農林業などの主要分野を対象とする可能性があるものの、これらに限定されない、緩和コベネフィットに寄与する適応計画、並びに、製造業及び産業、エネルギー及び鉱業、運輸及び通信、建設、観光、不動産、農業及び漁業などの分野を対象とするものの、これらに限定されない、経済多様化行動に関する情報を含む、緩和コベネフィットに貢献するために実施される具体的なプロジェクト、措置及び活動	該当なし

出典：日本政府「日本の NDC（国が決定する貢献）」

5. 人為起源の温室効果ガス排出量、及び、 該当する場合は吸収量の算定及び計上のためのものを含む、前提条件及び方法論的アプローチ	
(a)	<p>決定 1/CP.21パラグラフ 31及び CMAが採択した計上の指針と整合した締約国の国が決定する貢献に対応する人為起源の温室効果ガス排出量及び吸収量の計上に用いる前提条件及び方法論的アプローチ</p> <p>〈対象範囲〉 全ての分野（エネルギー（燃料の燃焼（エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他）、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留）、工業プロセス及び製品の利用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）並びに廃棄物）</p> <p>〈対象ガス〉 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）及び三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）</p> <p>〈カバー率〉 100%</p> <p>〈前提条件及び方法論〉 算定方法については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が策定し、COPにより採択された温室効果ガス排出・吸収量算定のためのガイドラインに従う。 温室効果ガス総排出量（二酸化炭素等量）を求める際の係数は、IPCC第4次評価報告書に示された地球温暖化係数（100年値）を使用する。 森林等の吸収源対策による吸収量は、京都議定書の計上方法等に基づき算定する。 なお、算定方法は、今後の算定ルールに関する国際交渉等により変更の可能性がある。</p>
(b)	<p>国が決定する貢献における政策及び措置又は戦略の実施に関する計上に用いられる前提条件及び方法論的アプローチ</p> <p>目標達成に向けた対策・施策の前提条件及び方法論については、地球温暖化対策計画に記載されている。</p>
(c)	<p>必要に応じて、該当する場合、パリ協定第4条14項に従い、人為的排出量及び吸収量を計上するために、条約に基づく既存の方法及び指針を、締約国がどのように考慮するかに関する情報</p> <p>5d参照。</p>
(d)	<p>人為起源の温室効果ガス排出量と吸収量を算定するために使用される IPCCの方法論とメトリックス</p> <p>算定方法については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が策定し、COPにより採択された温室効果ガス排出・吸収量算定のためのガイドラインに従う。 温室効果ガス総排出量（二酸化炭素等量）を求める際の係数は、IPCC第4次評価報告書に示された地球温暖化係数（100年値）を使用する。 なお、算定方法は、今後の算定ルールに関する国際交渉により変更の可能性がある。</p>

出典：日本政府「日本の NDC（国が決定する貢献）」